



湯 沢 市 第4次男女共同参画計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

はじめに

近年、本市を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少による社会構造の変化への対応など複雑・多様化してきております。加えて、新型コロナウイルス感染症が世界各国に拡大し、その猛威はかつてない影響を及ぼすなど、私たちの生活は大きく変わりつつあります。

特に、コロナ禍によってDV（ドメスティック・バイオレンス）の増加・深刻化や女性の雇用への影響等は大きく、男女共同参画の重要性が増しているものと実感しております。

新たな日常への転換期を迎えている今、変化に対応し、活力ある社会をつくるためには、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる環境が求められており、「仕事と家庭の両立」いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が重要であると考えております。

このたび、第3次計画の期間が終了することから、近年の課題を踏まえ、更に男女共同参画に対する意識をそれぞれの分野で生かすことができるよう、「湯沢市第4次男女共同参画計画」（令和3年度～令和7年度）を策定いたしました。

男女共同参画社会を実現するためには、市民、企業・関係団体など多くの皆様のご協力と連携が必要でありますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました湯沢市男女共同参画推進協議会の委員の皆様には厚く御礼申し上げます

令和3年3月

湯沢市長 鈴木俊夫

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的及び基本理念	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の目標	2
5. 計画の体系	3

第2章 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	4
1. 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	5
2. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	5
3. 雇用等における男女共同参画の推進	6
4. 地域における男女共同参画の推進	7
※基本目標Ⅰの用語解説	7
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	8
5. 男女間のあらゆる暴力の根絶	9
6. ひとり親、高齢者、障がい者等への支援	9
7. 生涯を通じた男女の健康支援	10
8. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	10
※基本目標Ⅱの用語解説	11
基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備	12
9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	12
10. 教育を通じた意識改革、理解の促進	13
11. 国際的取組への理解の促進	13
※基本目標Ⅲの用語解説	13

第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	14
2. 計画の進行管理	15
※第3章の用語解説	15

【参考資料】

1. 第3次男女共同参画計画推進状況	16
2. 第4次男女共同参画計画策定の経過	18
3. 湯沢市男女共同参画推進協議会委員名簿	18
4. 湯沢市男女共同参画推進条例	19
5. 男女共同参画の関する国際的な動き、国の動き、県の動き	23
6. 男女共同参画に関する市の取組	25

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的及び基本理念

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市における男女共同参画を推進していく上での基本とする考え方や視点、すなわち基本理念は、次のとおりです。(湯沢市男女共同参画推進条例第3条)

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

2. 男女の固定的役割分担意識の改革

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度又は慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

3. あらゆる分野における方針の立案決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4. 家庭生活と家庭生活以外の活動の両立

男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

5. 人権の尊重を基本とした教育

学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。

6. 生涯にわたる健康生活への配慮

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。

7. 性別による不利益な取扱いの排除

働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、及び生活できるようにすること。

8. 国際社会の動向を踏まえた推進

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら推進すること。

2. 計画の位置付け

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針とするものです。

(2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、湯沢市総合振興計画と連動しながら、男女共同参画社会基本法、秋田県男女共同参画推進条例、湯沢市男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画、及び県の男女共同参画推進計画を踏まえた内容とします。

(3) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としての位置付け

この計画における基本目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

(4) 配偶者暴力防止（DV）法に基づく基本計画としての位置付け

この計画における基本目標Ⅱ「安全・安心な暮らしの実現」の施策の方向5「男女間のあらゆる暴力の根絶」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3. 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の推進状況等に応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の目標

多様性に富んだ活力ある社会を実現するために、すべての市民が個性と能力を十分に発揮できるとともに、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる社会や、男女が共に充実した職業生活、家庭生活を送ることができる社会を目指して、本市の男女共同参画社会が実現した姿、すなわち将来像は「すべての人を大切にし、心豊かに暮らすまち」とし、第4次計画においては3つの基本目標を設定します。

5. 計画の体系

将来像

すべての人を大切にし、心豊かに暮らすまち

【基本目標】

【施策の方向】

【基本施策】

I
あらゆる分野における男女共同参画の推進

1. 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

- ① 固定的な役割分担意識をなくした男女共同参画の推進
- ② 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- ③ 女性の活躍推進

2. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 事業所等における女性の参画の拡大

3. 雇用等における男女共同参画の推進

- ① ワーク・ライフ・バランス等の実現
- ② 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- ③ 多様で柔軟な働き方の実現

4. 地域における男女共同参画の推進

- ① 地域活動における男女共同参画の推進
- ② 農林業における女性が働きやすい環境の整備
- ③ 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

II
安全・安心な暮らしの実現

5. 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ① 男女間の暴力の防止と根絶のための基盤づくり
- ② 性犯罪・性暴力への対策の推進
- ③ 子ども・若年層に対する暴力・虐待の根絶に向けた対策の推進
- ④ 被害者の保護等の推進
- ⑤ セクシャルハラスメント防止対策の推進

6. ひとり親、高齢者、障がい者等への支援

- ① 生活上の困難に直面する男女への支援
- ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

7. 生涯を通じた男女の健康支援

- ① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援
- ③ スポーツ分野における男女共同参画の推進

8. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- ① 防災分野における女性の参画拡大

III
男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- ① 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し
- ② 男女の人権の尊重

10. 教育を通じた意識改革、理解の促進

- ① 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

11. 国際的取組への理解の促進

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の取組推進

基本目標 I

あらゆる分野における男女共同参画の推進

一人ひとりが個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮して、自分らしく生きることができる地域社会を作ることが、私たち市民の共通の願いです。男女がともに暮らしやすい社会の実現を図るためには、固定的な性別的役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画について市民一人ひとりが正しく理解することが重要です。

また、本格的な少子高齢化が進む中で、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するためには、その能力の担い手として女性の役割を認識し、活躍の機会を推進していくための施策が重要となっています。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、行動・意識・価値観に大きな影響を受け、これまでとは違う、「新たな日常」に向けた転換期を迎えています。
- これを契機として、社会や企業等ではオンラインの活用が急速に拡大し、働く場所や時間が柔軟化していくことで、新しい働き方の可能性が広がっています。テレワークは、職種や業種によっては困難な場合もありますが、場所の制約を受けず、時間も有効活用できることから、今後、多くの企業で導入されることが見込まれます。また、在宅で働くことが普及していけば、男性の家事・育児・介護等への参画を促す機会にもなりうると思っています。
- しかしながら、働き方や暮らし方の変革のためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が障壁となりえます。人生 100 年時代と言われていることから、誰もが仕事(ワーク)と家事・育児・介護等(ケアワーク)に主体的に関わることで生涯に渡って自立した生活を維持できよう、一人ひとりの意識はもちろん、地域全体が変わらなければいけない時期になっています。
- 令和2年8月に実施した「女性の活躍推進に関する事業所アンケート」によると、回答した173事業者のうち、結婚・妊娠・出産等に関わりなく女性が就業を続けることに対し、71.7%が進めたほうが良いと思う、27.2%ができれば進めたほうが良いと回答しており、ほぼすべての事業者が、女性の就業継続に前向きに考えていることがうかがえます。
- 一方、平成30年12月に実施した「子ども・子育てアンケート」によると、母親の育児休業取得率が43.4%であったのに対し、父親の取得率は1.8%と低い水準にあります。取得しなかった理由として、母親は「職場に育児休業を取得しづらい雰囲気があった」「収入減となり経済的に苦しくなる」「仕事が忙しかった」が、父親は「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」「収入減となり経済的に苦しくなる」が上位の回答だったことから、結婚・妊娠・出産等に関わりなく女性が就業を続けるためには、職場環境の改善が必要であり、地域全体で取り組むことで機運の醸成につなげていかなければなりません。
- 本市の審議会等への女性の参画率は、令和2年4月現在、全体で33.8%となっていますが、なかにはまったく女性のいない審議会等もあり、男女がバランスよく参画できるような委員構成にしていく必要があります。
- 地域活動の基盤となる町内会のリーダーや役員が男性で構成されているところが多く、女性の目線やアイディアが取り入れられた事業があまり展開されていない状況にあります。特色ある地域活動を推進する上で、男女両方の視点を取り入れることは大切なことであり、地域活動等への女性の参画を促進する必要があります。

施策の方向 1. 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

<基本施策>

①固定的な役割分担意識をなくした男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動に努めます。

②男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の育児や介護に伴う休暇・休業等の取得を呼びかけるとともに、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備に向けた啓発活動に取り組みます。

③女性の活躍推進

女性の視点によるアイデアの採用や方針決定過程での女性の参画拡大を図るため、セミナーなどを開催し、それぞれの分野で働く女性の情報交換・スキルアップを支援します。

No.	男女共同参画指標	前計画目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1	「男女共同参画社会」を「知っている」 又は「聞いたことがある」市民の割合	80%以上	71.4%	80%以上
2	男性の育児休業取得率 ^(※①)	3%以上	1.8% (H30年度)	5%以上

※① 男性の育児休業取得率

「子ども・子育て支援ニーズ調査」で育児休業を取得した父親の割合です。

施策の方向 2. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

<基本施策>

①市の審議会等への女性の参画促進

政策・方針決定過程において、性別により参画する機会の格差が生じないよう、市の審議会等の委員は、男女とも4割未満とならないよう努めます。また、あらゆる分野で女性の意見が施策に反映される必要があることから、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。

市の女性管理職の登用を促進するため、性別に関わらず、能力と適性に応じた人事管理を行います。また、研修等を通じて人材育成を図ります。

②事業所等における女性の参画の拡大

事業所等において男性中心の組織体制や役割分担意識の見直しを促進し、意思決定における女性の参画拡大や管理職登用を進めるための啓発活動に努めます。

No.	男女共同参画指標	前計画目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
3	委員が男女とも4割以上任命又は委嘱されている審議会等の割合	100%	33.8%	40%
4	市の管理職に占める女性の割合	15%	13.6%	25%

施策の方向 3. 雇用等における男女共同参画の推進

<基本施策>

①ワーク・ライフ・バランス（※1）等の実現

仕事と子育て・介護等の二者択一に捉われることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスについての考え方を広く市民に周知します。

男女がともに働きやすい職場づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスの向上や育児休業取得、時短勤務等に積極的に取り組んでいる企業を広く紹介し、模範となる効果的な取組を支援します。

②雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント（※2）やマタニティ・ハラスメント（※3）等がない職場づくりの啓発に努めます。

③多様で柔軟な働き方の実現

男女ともライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向け、子育て支援の一層の充実を図るとともに、子育てに関する相談・交流・情報交換の機会の提供に努めます。

職業訓練や職業紹介等を実施し、子育てや介護等との両立や再就職を希望する市民の支援に努めます。また、職業能力の開発や向上のため、講座等の開催や関連団体が実施する研修・セミナー等の情報提供に努めます。

起業に向けたセミナーを開催するとともに、民間団体等が取り組む多面的な支援等についての情報提供に努めます。

No.	男女共同参画指標	前計画目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
5	事業所等の管理職に占める女性の割合	20%以上	22.6%	25%
6	女性管理職登用に取り組む事業所の割合 (※3)	40%以上	47.1%	50%以上
7	「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいる事業所等 (※4)	80%	73.4%	80%

《※3 女性管理職登用に取り組む事業所の割合》

「女性の活躍推進に関するアンケート」で、「今後、女性管理職の登用についてどのように取り組むか」との問いに対し、「独自の目標を設定して取り組む」、「30%を目標に取り組む」、「既に30%を達成しているが、更に登用を増やしていく」と回答した事業所の割合です。

《※4 「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいる事業所等》

「女性の活躍推進に関するアンケート」で、「ワーク・ライフ・バランスの推進につながる取り組みをしているか」との問いに対し、「勤務時間の柔軟化」や「残業縮減」、又は両方取り組んでいると回答した事業所の割合です。

施策の方向 4. 地域における男女共同参画の推進

<基本施策>

①地域活動における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点が反映された地域づくりが進められるよう、地域活動に男女とも多様な年齢層の参画を促進します。

②農林業における女性が働きやすい環境の整備

女性による経営や技術向上を目的とした研修等の情報を提供するとともに、女性同士のネットワークづくりを推進し、新たなチャレンジによる経営の発展に取り組みます。

③男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

自然環境の保全やごみの減量、地球温暖化等の環境問題について認識を深め、地域における環境保全に向けたさまざまな取組への男女の参画を促進します。

No.	男女共同参画指標	前計画目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
8	まちづくりコーディネーター(※4)に認定される女性の人数	—	2人	5人

※ 基本目標 I の用語解説

※1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことをいいます。

※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。

※3 マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのことです。

※4 まちづくりコーディネーター

住民の主体的なまちづくり活動を積極的に支援し、かつ、まちづくり活動の具体的な方策を見出しながら指導・アドバイスができる地域のリーダーまたはプロジェクトリーダーを「湯沢市まちづくりコーディネーター」として認定している。

基本目標Ⅱ

安心・安全な暮らしの実現

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会風土の醸成等暴力根絶のための基盤づくりを進めます。

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい男女が増加しています。貧困、高齢、障がい等により様々な困難な状況に置かれている男女が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができる社会が、男女共同参画社会の形成の基盤となります。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）（※5）の視点が重要になります。

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることから、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながります。
- また、非正規雇用労働者やひとり親家庭が経済的困難に陥ることも危惧されており、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。
- 社会的孤立を防ぐため、高齢者や障がい者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりの推進や社会基盤の構築が欠かせません。
- 子宮がん、乳がんの検診受診率 50%を目指し取り組んできましたが、令和元年度の受診率は子宮がん検診が 20.4%、乳がん検診が 27.1%にとどまっています。特に、若年層の検診に対する意識が低いため、健康教育等を通じて検診の重要性を啓発していく必要があります。また、糖尿病や高血圧、喫煙等については、高齢期の健康教育を主に実施してきており、今後、自殺予防も含め、働き盛りである 40代から 50代を対象とした健康に関する情報提供や正しい知識の普及についての取組を進めていく必要があります。
- 近年頻発する大規模災害は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらすことから、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応を行うことが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須となります。そのため、事前の備え、避難所運営、被災者支援等のあらゆる場で男女共同参画の視点を取り入れ、現場レベルでの女性の参画を進めていく必要があることから、防災会議における女性委員の割合を平成 27年度に 41.9%まで引き上げ、以降も 40%前後を維持してきました。女性消防団員については、着実に団員数を増やし、令和元年度末で 23人となっています。

施策の方向 5. 男女間のあらゆる暴力の根絶

<基本施策>

- ①男女間の暴力の防止と根絶のための基盤づくり
暴力を容認しない社会風土を醸成するため、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※6）に関する啓発活動と情報提供に努めます。
- ②性犯罪・性暴力への対策の推進
性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに相談し、包括的に支援を受けられるよう、関係機関と連携し、被害者の立場に立った支援体制の整備を図ります。
- ③子ども・若年層に対する暴力・虐待の根絶に向けた対策の推進
子どもや若年層の人権や虐待問題についての啓発活動を行うとともに、関係機関と連携し子どもや若年層への暴力を未然に防止します。
- ④被害者の保護等の推進
配偶者等からの暴力などで深刻な状況にある被害者に対し、一時保護や自立への支援を行います。また、庁内でDV被害者のワンストップ相談窓口を構築するとともに、警察や婦人相談所等、関係機関との連携を図ります。
- ⑤セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
広報紙やホームページ等を活用し、セクシャル・ハラスメント防止に関する啓発活動に努めます。

施策の方向 6. ひとり親、高齢者、障がい者等への支援

<基本施策>

- ①生活上の困難に直面する男女への支援
生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、生活困窮者自立支援法や生活保護法、児童福祉法その他関連する法律・制度の情報提供を行い、内容や手続き等を分かり易く説明します。
また、若者が充実した生活を歩んでいけるよう、中途退学や非正規雇用で働く若者の支援や、ニート、ひきこもりなど困難を有する若者への支援に向けた取組を進めます。
- ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
高齢者が、社会から孤立することなく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多様な学習機会の提供や社会参加の取組を推進します。また、介護保険制度の適切な利用と地域包括ケアの実現に向けて取り組み、各種介護サービスの充実に努めます。
障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての市民が互いを尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた取組を進めます。
外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政情報等に関する多言語での情報提供や、円滑な相談体制の構築に努めます。

施策の方向 7. 生涯を通じた男女の健康支援

<基本施策>

①生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

性別や年代で変化する健康問題に対応できるよう、健（検）診の受診を勧めるとともに、保健指導を通じて、生活習慣病やがん予防のための健康教育を実施します。

心の健康づくり、自殺予防に対する啓発活動を実施し、相談体制の充実を図ります。

②妊娠・出産等に関する健康支援

妊婦に対して早期からの支援を行い、妊娠から出産期にわたる身心の健康管理の充実に努めます。また、不妊治療に係る経済的負担の軽減や相談体制を確保するとともに、妊婦や子育てに優しいまちとして、母子保健サービスの充実を図ります。

③スポーツ分野における男女共同参画の推進

女性が参加しやすいスポーツの振興を図るとともに、スポーツ推進委員における女性の参画拡大に努めます。

No.	男女共同参画指標	前計画目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
9	骨粗しょう症検診の受診率	—	32.9%	50%
10	自殺予防のための中学生向け「SOS の出し方に関する教育」の実施	—	—	全中学校で実施
11	妊娠 11 週以下での早期の妊娠届出率	100%	97.4%	100%

施策の方向 8. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

<基本施策>

①防災分野における女性の参画拡大

市の防災会議に女性委員の参画を維持するとともに、女性消防団員の増員促進を図ります。また、女性の視点に立った防災備蓄品の確保や災害発生時における避難所の運営等に努めます。

No.	男女共同参画指標	前計画目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
12	市の防災会議委員における女性の割合	40%~60%の 維持	34.3%	40%以上
13	女性消防団員増員の促進	20 人	23 人	30 人

⌘ 基本目標Ⅱの用語解説

※5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

※6 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人・パートナーなど親しい関係にある者からの暴力のことをいい、人権侵害にあたります。暴力の形はさまざまで、「殴る、蹴る」などの身体的暴力、「無視する、ののしる、おどす」などの精神的暴力、「生活費を渡さない、金銭的な自由を与えない」などの経済的暴力、「行動を監視する、人とのつきあいを制限する」などの社会的暴力のほか、性的暴力や子どもに暴力を加えたり、見せたりすることもあります。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成すものとして、男女共同参画基本法の5つある基本理念の最初のものとして掲げられており、人権教育・啓発活動を促進することで、人権に関する正しい理解の普及を進める必要があります。

また、男女共同参画の理解を促進していくためには、一人ひとりの生涯の中で、職場、家庭、地域、学校などあらゆる場面での教育・広報・啓発活動が総合的に実施される必要があります。

■現状と課題

- 制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から、性別の区分を設けないなど、時代の変化に合わせた見直しが必要となります。
- 性的指向・性自認に関することについては、多様性を尊重することが重要であることは当然のことであり、それを理由とした偏見や差別があってはなりません。
- 固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）が男女どちらにも不利に働かないよう、幼少期から大人までを対象に広く教育・広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- 本市の全ての小・中学校では、生命の尊さやいじめ問題を人権教育の重要な柱として位置づけ、人権問題の正しい理解や認識の基礎を培うよう指導しています。また、教職員自身が男女共同参画の意識を持ち、人権問題をはじめ、子ども達の多様な選択が可能となるよう、教育・能力開発・学習機会の充実を図ることが必要です。
- 平成 27 年9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、取組を進めています。ジェンダー（※7）平等と女性のエンパワーメント（※8）をいかに実現するかが、今後の課題となります。

施策の方向 9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

<基本施策>

- ①男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し
様々な施策の効果が必要な個人に適切に届くよう、各種制度等を見直します。
- ②男女の人権の尊重
広報紙やホームページを活用し人権尊重に関する理解の促進に努めるとともに、関係機関等と連携して人権啓発活動に取り組みます。
市が発行する刊行物等は、人権を尊重した表現とするよう適正化に努めます。

施策の方向 10. 教育を通じた意識改革、理解の促進

<基本施策>

①多様な選択を可能にする教育・学習の充実

乳幼児期から子どもの発達の段階に応じ、男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。また、子ども達が、固定的性別的役割分担意識に捉われず、主体的に人生を設計できるよう、男女共同参画の視点に立った進路指導に努めます。

施策の方向 11. 国際的取組への理解の促進

<基本施策>

①持続可能な開発目標（SDGs）の取組推進

SDGs ゴール5（ジェンダー平等）の実現に向け、あらゆる施策において、常にジェンダーの視点に立った取組を進めます。



※ 基本目標Ⅲの用語解説

※7 ジェンダー

社会的、文化的な性別のことで、生物学が定義する性別（セックス）と区別し、その当該社会が定義する社会的性別すなわち、その社会が定義する女らしさ／男らしさにもとづく社会的区分をジェンダーといいます。

※8 女性のエンパワーメント

女性が自分自身の可能性を十分に発揮し、能力を高めることで、生活や仕事等さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味します。

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

①協働事業推進課

計画に沿った事業展開のため、複数の部局にわたる事業の庁内の調整機能としての役割を果たします。

②湯沢市男女共同参画及び若者女性活躍推進委員会

男女共同参画社会の実現に向けた取組はあらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。市職員で構成するこの組織を活用し男女共同参画を推進します。

③市役所内部の取組強化

市役所内部での取組が市民や事業者の取組の参考事例となるよう、積極的な姿勢が求められていることから、政策決定過程における女性の参画促進や、家庭生活等との両立しやすい職場づくり等について、より一層の推進を目指し、施策を展開します。

④男女共同参画センター

情報の収集・提供、相談、研修機能等を備えた男女共同参画センター「はあとぴあ」を男女共同参画推進拠点と位置づけ、本計画の推進に当たり、一層の充実・強化を図ります。

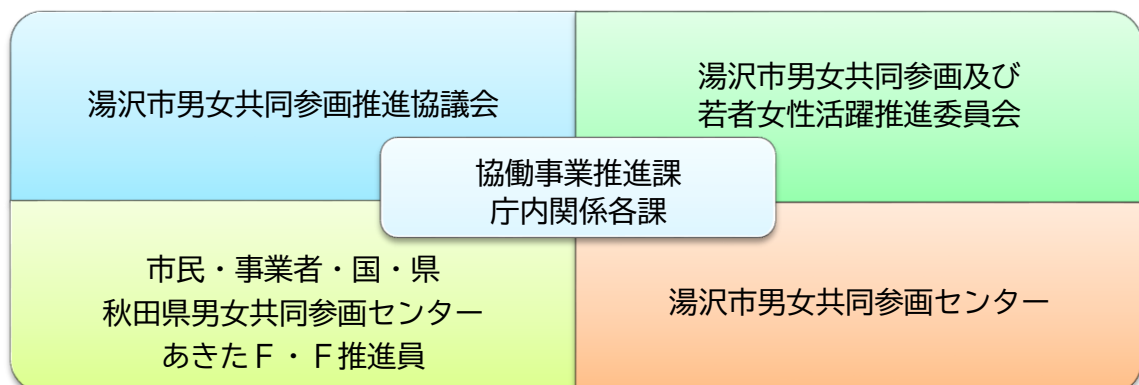
(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体との共同と連携

①湯沢市男女共同参画推進協議会

市長の諮問機関として、湯沢市男女共同参画推進条例に規定されている協議会です。市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて調査し、意見を述べることとしております。計画の進行管理におけるチェック機能を期待するものです。

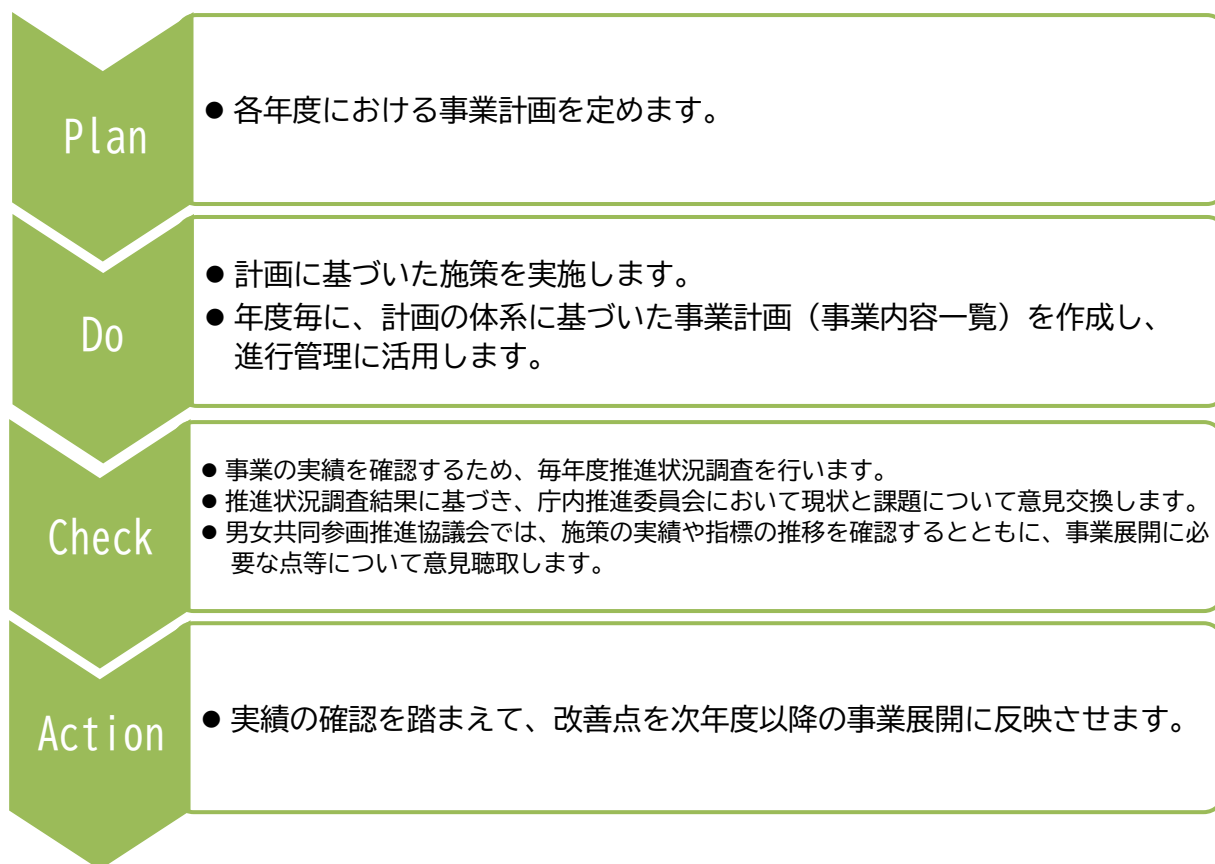
②民間団体等との連携

本計画の推進を強化するために、市民や事業者の主体的な取組を支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他自治体のほか、秋田県南部男女共同参画センターやあきたF・F推進員^(※7)等との連携を図ります。



2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、P D C A (Plan Do Check Action) サイクルに基づいて行います。



第3章の用語解説

※7 あきたF・F推進員

仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画しようという意味を込めた『Fifty・Fifty』の略。具体的には、男女共同参画社会の実現に向けて各市町村での取組みや地域活動が活発に行われるよう、推進的な役割を担うリーダーです。

1. 第3次男女共同参画計画推進状況

平成28年3月に策定した「第3次男女共同参画計画」では、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、現状や問題点について把握し、計画の定期的な進行管理を行うこととしており、計画に登載されているすべての事業についてその推進状況をまとめ公表しております。

ここでは、第3次計画策定時に「男女共同参画指標」を設定した16の事業について、推進状況をまとめました。

第3次計画における総合的な評価は、計画期間が終了した後に行うこととしております。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	推進状況
「男女共同参画社会」を「知っている」又は「聞いたことがある」市民の割合	—	80%以上	71.4%
男性の育児休業取得率 ^(※①)	1.1%	3%以上	1.8%
市の審議会等の委員が、男女とも4割以上任命又は委嘱されている審議会等の割合 ^(※②)	15.7%	100%	33.8%
市の管理職に占める女性の割合	3.8%	15%	13.6%
事業所等の管理職に占める女性の割合	19.0%	20%以上	22.6%
女性管理職登用に取り組む事業所の割合 ^(※③)	5.8%	40%以上	47.1%
「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいる事業所等 ^(※④)	70.3%	80%	73.4%
各地域自治協議会の役員に占める女性の割合 ^(※⑤)	9.3%	40%	8.7%
家族経営協定の締結数	39戸	50戸	32戸

《※① 男性の育児休業取得率》

平成25年11月に実施した「子ども・子育てニーズ調査」(小学生以下の子どもを持つ親1,952世帯を対象、回答率53.8%)では、育児休業を取得した父親は、981人中11人で1.1%、母親は、1,041人中326人で31.3%でした。

《※② 市の審議会等委員における男女の割合》

本市の男女共同参画推進条例では、「市長その他の執行機関は、附属機関等として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。」と規定しています。

《※③ 女性管理職登用に取り組む事業所の割合》

市内事業所を対象に実施した「女性の活躍推進に関するアンケート」（平成 27 年 10 月実施、回答数 209 事業所）では、今後、「独自の目標を設定して取り組む」と回答した事業所が 34.9%、「30%を目標に取り組む。」と回答した事業所が 3.4%ありました。現状値の 5.8%は、「既に 30%を達成しており、更に登用を増やしていく」と回答した事業所の割合です。

《※④ 「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいる事業所等》

市内事業所を対象に実施した「女性の活躍推進に関するアンケート」（平成 27 年 10 月実施、回答数 209 事業所）では、188 事業所で、「勤務時間の柔軟化」や「残業縮減」、「業務改善」など何らかの取り組みを実施していました。現状値の 70.3%は、「勤務時間の柔軟化」や「残業縮減」、又は両方取り組んでいると回答した事業所の割合です。

《※⑤ 各地域自治協議会の役員に占める女性の割合》

平成 27 年度における地域自治協議会の役員総数は 538 人で、うち女性の役員は 50 人で 9.3%に当たります。女性の役員がいない協議会は、23 協議会中 5 協議会、また、女性の役員が 30%を超える協議会は 23 協議会中 1 協議会となっています。

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	推進状況
乳がん検診の受診率	20.0% (H26 現状値)	50%	27.1%
子宮がん検診の受診率	21.3% (H26 現状値)	50%	20.4%
妊娠 11 週以下での早期の妊娠届出率	83.8% (H26 現状値)	100%	97.4%
市内の中学校・高校におけるDV防止講座の実施率	30.0%	100%	0%

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	推進状況
男女共同参画意識醸成のため教職員に対し研修を行っている小・中学校の割合	28.6% (H26 現状値)	100%	40%
市の防災会議委員における女性の割合	41.9%	40%~60%の維持	34.3%
女性消防団員増員の促進	14 人	20 人	23人

2. 第4次男女共同参画計画策定の経過

令和2年7月	第3次計画推進状況調査
8月3日	
～8月23日	女性の活躍推進に関する事業所アンケート
8月25日	内閣府主催「第5次男女共同参画計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」オンライン公聴会
9月23日	第1回庁内男女共同参画及び若者女性活躍推進委員会
10月16日	第1回湯沢市男女共同参画推進協議会
11月24日	第2回庁内男女共同参画及び若者女性活躍推進委員会
令和3年1月13日	第2回湯沢市男女共同参画推進協議会
2月1日	
～2月21日	第4次計画（素案）に対するパブリックコメント募集
2月10日	議会全員協議会にて報告
2月22日	第3回湯沢市男女共同参画推進協議会（原案了承）

3. 湯沢市男女共同参画推進協議会委員名簿

	分野	氏名	所属
1	F・F推進員	和賀幸雄	あきたF・F推進員
2	F・F推進員	川村和子	あきたF・F推進員
3	F・F推進員	高橋玲子	あきたF・F推進員
4	経済団体	阿部和夫	湯沢商工会議所
5	経済団体	折原弘子	ゆざわ小町商工会
6	関係機関	伊藤ひろ子	大曲人権擁護委員協議会
7	地元企業	松江大輔	公益社団法人湯沢法人会
8	福祉団体	加藤美由紀	社会福祉法人いなかわ福祉会
9	教育関係者	近藤幸一	湯沢市小・中学校校長会
10	市民	後藤武典	
11	市民	門脇雅子	
12	市民	佐藤安由美	

4. 湯沢市男女共同参画推進条例

平成25年3月21日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本事項等を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育、家庭教育及び地域教育にかかわる全ての者をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦又は恋愛関係その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度又は慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

- (5) 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、及び生活できるようにすること。
- (8) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県等と連携しつつ、率先してこれに取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び仕事と生活の両立に配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、次代を担う子どもの教育にかかわる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に基づいた教育を行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 全ての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力行為等

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第9条 市は、前条各号の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応しなければならない。

(情報の適切な表示)

第10条 全ての人は、公衆に表示する情報において、差別的取扱い、暴力行為等を助長し、又

は連想させる表現その他の男女共同参画の推進を阻害するような表現を行ってはならない。
(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関等として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第13条 市は、男女ともに育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(地域社会における男女共同参画の推進)

第14条 市は、地域社会における男女の固定的な役割分担意識及び慣行を是正し、男女共同参画による地域社会づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第15条 市は、男女共同参画を推進するため、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画の策定)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民、事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する湯沢市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 市は、男女共同参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び啓発活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、協議会の意見を聴くことができる。

(湯沢市男女共同参画推進協議会の設置)

第19条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、協議会を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び協議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。
 - (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。
- 3 協議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の4割未満とならないものとする。
- 4 委員は、市民、事業者、関係機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている湯沢市第2次男女共同参画計画は、第16条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。
(湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合振興計画審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進協議会委員	// 5,000円
---------------	-----------

5. 男女共同参画に関する世界、国、県の動き

年	世界の動き	国の動き	県の動き
1975年 (昭50年)	○国際婦人年世界会議 世界行動計画採択	○婦人問題企画推進本部設置	
1977年 (昭52年)		○国内行動計画策定 ○国立女性教育会館開設	
1979年 (昭54年)	○女子差別撤廃条約採択（第34回 国連総会）		○民生部青少年課に婦人対策担当 設置
1980年 (昭55年)	○国連婦人の10年中間年世界会議 女子差別撤廃条約署名式 国連婦人の10年後半期行動プロ グラム採択		○婦人問題懇話会設置
1981年 (昭56年)		○国内行動計画後期重点目標策定 (婦人に関する施策の推進)	○民生部青少年課を生活環境部青 少年婦人課に改称 ○秋田の未来をひらく婦人のため の県内行動計画策定
1985年 (昭60年)	○国際婦人の10年最終年世界会議 婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略採択	○男女雇用機会均等法公布 ○女子差別撤廃条約批准	
1986年 (昭61年)		○婦人問題企画推進本部拡充 ○婦人問題企画推進有識者会議開 催	○新しい男女共同社会をめざす婦 人のための県内行動計画策定
1987年 (昭62年)		○西暦2000年に向けての新国内行 動計画策定	
1990年 (平2年)	○国連経済社会理事会 婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略に関する第1回見直 しと評価に伴う勧告及び結論採 択		
1991年 (平3年)		○西暦2000年に向けての新国内行 動計画（第1次改定）策定	○女性行政推進計画あきた'女と 男のハーモニープラン策定（平3 ～12年度）
1993年 (平5年)			○青少年女性課に改称 ○秋田県の委員会・審議会等への 女性委員の登用促進要綱制定 ○女性政策推進地域会議開催
1995年 (平7年)	○第4回世界女性会議 北京宣言及び行動要領採択		
1996年 (平8年)		○男女共同参画推進連携会議発足 ○男女共同参画2000年プラン策定	
1997年 (平9年)		○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画白書発表（総理府）	○女性行政推進計画あきた「女と 男のハーモニープラン」改訂（平 9～12年度）
1999年 (平11年)		○男女共同参画社会基本法公布・ 施行	
2000年 (平12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」	○男女共同参画基本計画策定	○生活環境文化部県民文化政策課 に男女共同参画室を設置 ○秋田県男女共同参画推進計画策 定（平13～22年度）
2001年 (平13年)		○男女共同参画会議設置 ○男女共同参画局設置 ○配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律公布・施 行	○秋田県男女共同参画センター開 設 ○男女共同参画「あきたF・F推進 員」養成事業実施
2002年 (平14年)	○第2回APEC女性問題担当大臣会 合	○アフガニスタンの女性を支援す る懇談会開催	○秋田県男女共同参画推進条例施 行 ○男女共同参画審議会設置

年	世界の動き	国の動き	県の動き
2003年 (平15年)			○男女共同参画推進員を全課所に配置
2004年 (平16年)		○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護移管する法律改正	
2005年 (平17年)	○第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)	○男女共同参画基本計画(第2次)策定	○秋田県男女共同参画推進計画改訂(平18~22年度)
2006年 (平18年)		○男女雇用機会均等法改正	
2007年 (平19年)		○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ○仕事と生活の調和推進室設置(内閣府)	○全市町村における男女共同参画計画の策定達成
2008年 (平20年)		○「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	○男女イキイキ職場知事表彰
2010年 (平22年)	○国連「北京+15」記念会合	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針改訂 ○第3次男女共同参画基本計画策定	○第3次秋田県男女共同参画推進計画策定(平23~27年度)
2011年 (平23年)	○ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関発足		
2012年 (平24年)	○第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害にジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○女性の活躍促進による経済活性化行動計画策定 ○災害対策基本法改正(地方防災会議における女性委員割合増加) ○「東日本大震災からの復興の基本方針」復興施策に女性の視点を反映することを明記	
2013年 (平25年)		○若者・女性活躍推進フォーラム開催・提言	
2014年 (平26年)		○すべての女性が輝く社会づくり本部設置(内閣府) ○すべての女性が輝く社会づくり推進室設置(内閣官房)	○あきた女性の活躍推進会議設置 ○秋田県女性活躍推進本部設置
2015年 (平27年)	○第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」世界閣僚級会合)	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)公布・施行	○第4次男女共同参画基本計画策定
2016年 (平28年)		○育児・介護休業法改正	
2017年 (平29)	○G7男女共同参画担当大臣会合 ○「WAW!(国際女性会議)2017」開催		
2018年 (平30年)		○政治分野における男女共同参画推進に関する法律公布・施行	○あきた女性活躍・両立支援センター開設
2019年 (平31年)		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律公布	

6. 男女共同参画に関する市の取組み

年 月	概 要
平成16年10月	旧湯沢市役所分庁舎 2階に男女共同参画活動拠点センター機能の一部として活動ルーム設置、施設名称は公募により「はあとぴあ」と決定
平成17年3月	男女共同参画活動拠点センターを湯沢生涯学習センター 2階に移転
平成18年3月	男女共同参画計画策定(平成18年度～22年度)
平成18年4月	男女共同参画センター開所(柳町、空き店舗利用) 施設管理を「はあとぴあ連絡協議会」へ委託
平成19年4月	市民生活部生活環境課に「男女共生・市民生活支援班」設置
平成19年5月	男女共同参画センター相談窓口開設
平成22年4月	総務企画部企画課に「男女共同参画・少子化対策室」設置
平成23年3月	第2次男女共同参画計画策定(平成23年度～27年度)
平成25年3月	男女共同参画推進条例制定
平成25年7月	男女共同参画センター利用者アンケート実施
平成26年4月	男女共同参画センターの運営を市直営とする。
平成27年4月	男女共同参画センター内の一部に「子育て支援総合センター」開設
平成28年3月	第3次男女共同参画計画策定(平成28年度～令和2年度)
平成28年4月	総務部ひびく・つながる創造課が男女共同参画の所管課となる
平成29年10月	協働事業推進課が男女共同参画の所管課となる
令和2年4月	男女共同参画センターの施設管理を「はあとぴあ連絡協議会」へ委託



湯沢市協働事業推進課
012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL 0183-55-8274 FAX 0183-73-2117
E-mail kyodo@city.yuzawa.lg.jp
市ホームページ <http://www.city-yuzawa.jp/>